

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表  
 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告及び検査）                      第十二条（略）                      2）6（略）</p> <p>7）環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査について報告を求めることができる。</p> <p>8）環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じ</p>	<p>（報告及び検査）                      第十二条（略）                      2）6（略）</p>

た廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

9 | 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事に係る建築物等若しくは特定工事の現場に立ち入り、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十三条（略）

2（略）

一（略）

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十九の規定による命令に関する事務

7 | 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十三条（略）

2（略）

一（略）

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令に関する事務

3 } 三 } 九 (略)  
5 } (略)

3 } 三 } 九 (略)  
5 } (略)